

消防予第319号
平成20年12月5日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁予防課長

東洋シャッター(株)が販売した防火シャッターの不具合に関する対応について

先般、東洋シャッター(株)が販売した防火シャッターについて、防火シャッターを構成する部品の作動不良により、当該シャッターが降下しない不具合が発生する可能性があることが判明しました。

これを受けて、国土交通省住宅局から別添のとおり、各都道府県宛に通知されましたのでお知らせします。

当該防火シャッターが消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第13条に規定するスプリンクラーを設置することを要しない防火区画部分及び消防法施行令(昭和36年政令第37号)第16条に規定する不活性ガス消火設備の防護区画部分に使用されている場合があること等にご留意下さい。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対し、この旨周知するようお願いいたします。

総務省消防庁予防課

担当：渡辺(剛)、地下、鳥枝、塩谷

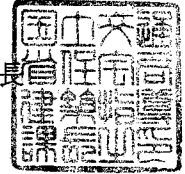
TEL 03-5253-7523

FAX 03-5253-7533

国住指 3573 号
平成 20 年 12 月 5 日

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長



東洋シャッター(株)が販売した防火シャッターの不具合について

東洋シャッター(株)より、同社が販売した防火シャッターについて、防火シャッターを構成する部品の作動不良により、当該シャッターが降下しない不具合が発生する可能性があることが判明した。

当該シャッターが防火区画に用いられている場合、シャッターの閉鎖作動ができず、建築基準法施行令第112条第14項に規定する要件を満たさない可能性があるため、所要の対策を講じる必要がある。

貴職におかれては、下記の事項について早急に対応されたい。また、貴管内特定行政庁に対しても、この旨周知方願います。

記

東洋シャッター(株)が販売したシャッターのうち、今回不具合が発生する可能性があることが判明した防火シャッター（自動閉鎖装置 ER-A III 及び調整バネが使用されているシャッター）が設置されている既存建築物については、東洋シャッター(株)からの報告を受けて、講じた対策の結果を確認すること。なお、当該シャッターが設置されている建築物の一覧については別送する。